

# 山梨県公報

第千三百八十九号

平成十五年

六月九日

月 曜 日

## 目 次

救急病院の認定(二件)……………三五七

保安林の指定の解除……………三五七

保安林の指定の予定(二件)……………三五七

## 公 告

落札者等の決定について(八件)……………三五八

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三六一

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………三六一

平成十五年度宅地建物取引主任者資格試験の実施……………三六一

## そ の 他

漁業法による採捕された水産動植物の取扱いの制限……………三六一

## 告 示

### 山梨県告示第三百二十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十五年六月九日

#### 一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
宮川病院	南アルプス市上今諏訪千七百五十番地

#### 二 認定期間

平成十五年五月二十六日から平成十八年五月二十五日まで

### 山梨県告示第三百二十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成十五年六月九日

#### 一 救急診療所の名称及び所在地

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
青沼整形外科	南アルプス市小笠原千六百十一番地の一

#### 二 認定期間

平成十五年六月二日から平成十八年六月一日まで

### 山梨県告示第三百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十五年六月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

南巨摩郡増穂町平林土山三三四一(次の図に示す部分に限る。)

#### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

#### 三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年六月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大島字長野六四八〇（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年六月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡増穂町平林琵琶沢八一一の一、字琵琶沢八一一の二、字北神田一〇三九の二、南部町大字福土字西根熊日陰二六七五三の一・二六七五四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、字西根熊岳二八三五二、西八代郡六郷町落居字綱倉三七七八の二、三八九五、三八九五の二、三八九六、三九〇三の二、三九〇四から三九〇七まで、三九一〇、韮崎市穴山町字上新田七七四〇の三から七七四〇の五まで、七七四一の三、七七四三の二、七七四三の四から七七四三の六まで、七七四三の二、七七四四の二、七七四六の三、円野町上円井字船久保三七八七、三七九七、三七九九の一、三七九九の二、三八〇〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

琵琶沢八一一の一（次の図に示す部分に限る。）、字琵琶沢八一一の二、字北

神田一〇三九の二、字綱倉三七七八の二、三八九五、三八九五の二、三八九六、三九〇三の二、三九〇四から三九〇七まで、三九一〇、字上新田七七四〇の三から七七四〇の五まで、七七四一の三、七七四三の四、七七四三の五、七七四三の二、七七四四の二、七七四六の三、字船久保三七九九の一・三七九九の二・三八〇〇の一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁並びに韮崎市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年六月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

行政情報ネットワーク用パソコン等（本庁） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 随意契約に係る契約金額

九千三百四十九万五千九百九十五円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年六月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

行政情報ネットワーク用パソコン等（出先） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 随意契約に係る契約金額

一億九千六百三十四万六千四百三十円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年六月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

一人一台用ノートパソコン等（研究職） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

松下リース・クレジット株式会社首都圏支店山梨オフィス 山梨県甲府市宝一丁目四番十三号

五 随意契約に係る契約金額

四千二百八十九万七千八百四十円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年六月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

汎用コンピュータ及び周辺機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

エヌイーシーリース株式会社西東京支店 東京都立川市錦町一丁目八番七号

五 随意契約に係る契約金額

三億三千三百二十三万二千二百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年六月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

プログラム・プロダクトに係る使用権設定 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

エヌイーシリーズ株式会社西東京支店 東京都立川市錦町一丁目八番七号

五 随意契約に係る契約金額

二億千二百四十八百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年六月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

地域公共ネットワークシステム保守業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本システムウエア株式会社 東京都渋谷区桜丘町三十一番十一号

五 随意契約に係る契約金額

五千三百五十一万五千七百七十円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年六月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

山梨県財務会計システム維持管理委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

五 随意契約に係る契約金額

三千三百二十一万三千六百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年六月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
行政情報ネットワーク監視業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十五年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社カルク 山梨県中巨摩郡田富町大田和八百五十六番地
- 五 随意契約に係る契約金額  
三千四百八十五万二千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年六月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年五月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 牧丘芸術の丘
- 2 代表者の氏名 萩原保正
- 3 主たる事務所の所在地 東山梨郡牧丘町倉科七千九百九十番地

4 定款に記載された目的  
この法人は、芸術家及び観光事業者、農家に対し、学術、文化、芸術の振興、まちづくりの推進と経済活動の活性化に関する事業を行い学術文化、芸術の振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十五年五月二十六日から同年七月二十六日まで

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第七項の規定による届出があったので、同条第八項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十月九日まで縦覧に供する。

平成十五年六月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所  
1 氏名又は名称 相互産業株式会社 代表取締役 三井清次
- 2 住所 中巨摩郡竜王町富竹新田一七二三番地二  
二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(一) 名称 ケーヨーデイツー竜王店  
(二) 所在地 中巨摩郡竜王町富竹新田字大明神河原一七二三番一
- 2 変更しようとする事項  
駐車場の自動車の出入り口の数及び位置
- 3 変更する年月日  
平成十五年七月二十七日
- 三 届出年月日  
平成十五年五月二十六日

● 平成十五年度宅地建物取引主任者資格試験の実施  
財団法人不動産適正取引推進機構理事長から、次のとおり通知があった。

平成十五年六月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第十六条の二第一項の規定による山梨県知事の委任に係る平成十五年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十五年六月九日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 小野 邦久

一 試験日時

平成十五年十月十九日(日)午後一時(法第十六条第三項の規定により試験の一部が免除される者にあつては、午後一時十分)から午後三時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験資格

年齢、性別、学歴等特別な制限はない。

四 受験手続

1 提出書類

- (一) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼ったもの)
- (二) 写真一枚(申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートルから五センチメートルまで、横の長さ三・五センチメートルから五センチメートルまでの大きさのもの)
- (三) 法第十六条第三項に規定する講習の課程を修了した者については講習修了者証(修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)

2 受験手数料

七千円

3 受験申込み受付期間

平成十五年七月二十八日(月)から同年八月一日(金)までの午前九時三十分から午後四時三十分まで(正午から午後一時までを除く。)

4 受験申込書の提出先

社団法人山梨県宅地建物取引業協会(郵便番号四〇〇〇八五三 甲府市下小河原町二百三十七番地の五)

なお、郵送による場合は、社団法人山梨県宅地建物取引業協会(郵便番号四〇〇〇八五三 甲府市下留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと(平成十五年七月七日(月)から同年八月一日(金)までの日付の消印のあるもの)に限り受け付ける。)

5 受験申込書及び試験案内の配布場所及び配布期間

四 4 の場所、同協会富士吉田支部 富士吉田市下吉田千六百四十三番地の一、同協会巨摩支部(中巨摩郡敷島町大下条五百二十四番地の一)及び同協会峡東支部(山梨市中村八百三十四番地の五)において平成十五年七月七日(月)から同年八月一日(金)まで配布する(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

五 問い合わせ先

社団法人山梨県宅地建物取引業協会(電話〇五五 二四三 四三〇〇)

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第五 一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百四十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内で採捕されたオオクチバス及びブルーギルの取り扱いを次のとおり制限する。

ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する場合はこの限りではない。

平成十五年六月九日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 笠原 正五郎

本県内において、オオクチバス及びブルーギルを採捕した者は、これを生かしたままその水域から持ち出してはならない。